

\*\*\*\*\*

## 2 派遣労働者として就業できない業務はありますか？

\*\*\*\*\*

労働者派遣法では、労働者派遣事業を行うことができない業務を次のように定めています。したがって、派遣元事業主から派遣されてこれらの業務で就業することはできません（法第4条第1項、令第1条、第2条）。

- ①港湾運送業務（港湾荷役の現場作業に係るものです。）
- ②建設業務（建設の現場作業に係るものです。）
- ③警備業務（警備業法上の警備業務です。）
- ④病院等における医療関係の業務（当該業務については、紹介予定派遣をする場合、当該業務が産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務である場合、及び医師の業務であって当該業務に従事する派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合を除きます。）（注1参照）

○ 上記のほか、他の法律の規定等に基づき、①人事労務管理関係のうち、派遣先において団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務、②弁護士、外国法事務弁護士、③司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士又は行政書士の業務についても一部を除き労働者派遣を行うことができませんので、御留意下さい。

○ 労働者派遣事業を行えない業務について労働者派遣事業を行っていた場合は、労働者派遣法違反として、派遣元事業主には罰則が科せられる（法第59条第1号）ほか、派遣先は厚生労働大臣からは是正するよう勧告され、勧告に従わない場合はその旨が公表されます（法第49条の2第1項及び第3項）。

(注1)

労働者派遣を行えない業務のうち医療関係の業務は、具体的には次のとおりです（病院等における医療関係の業務については、紹介予定派遣（41 ページ参照）の場合に限り就業することができます。）。

- ・ 医師の業務（①病院又は診療所（厚生労働省令で定めるものを除きます。以下「病院等」という。）、助産所、②介護老人保健施設、③医療を受ける者の居宅において行われるものに限り。）
- ・ 歯科医師の業務（①病院等、②介護老人保健施設、③医療を受ける者の居宅において行われるものに限り。）
- ・ 薬剤師の業務（病院等において行われるものに限り。）
- ・ 保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話及び診療の補助（※）（①病院等、助産所、②介護老人保健施設、③医療を受ける者の居宅において行われるもの（訪問入浴介護に係るものを除く。）に限り。）
- ・ 栄養士の業務（傷病者の療養のため必要な栄養の指導であって、①病院等、②介護老人保健施設、③医療を受ける者の居宅において行われるものに限り。）
- ・ 歯科衛生士の業務（①病院等、②介護老人保健施設、③医療を受ける者の居宅において行われるものに限り。）
- ・ 診療放射線技師の業務（①病院等、②介護老人保健施設、③医療を受ける者の居宅において行われるものに限り。）
- ・ 歯科技工士の業務（病院等において行われるものに限り。）

※ 法令の規定により診療の補助として行うことができることとされている業務を含みます。具体的には、次に掲げる者が法令上診療の補助として行うことができることとされている業務がこれに当たります。

歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士

なお、社会福祉施設等（病院等以外の施設）における医療関係の業務には、通常の労働者派遣での就業が可能です。